

南魚沼市公式観光PRキャラクター「こめつぐ君」着ぐるみ貸出要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、南魚沼市の公式観光PRキャラクター「こめつぐ君」の着ぐるみ(以下「着ぐるみ」という。)の貸出しに関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象団体等)

第2条 市長は、次に掲げる団体等(以下「団体等」という。)が主催する事業において着ぐるみを使用する場合に貸し出すものとする。

- (1) 行政区、町内会等の自治関係団体
- (2) PTA、子ども育成会、幼稚園、保育園等の教育・福祉関係団体
- (3) 体育協会、文化振興団体、スポーツ少年団等の文化・スポーツ関係団体
- (4) 交通安全運動、防犯運動等の市民活動団体
- (5) 老人クラブ
- (6) ボランティア団体
- (7) その他市長が特に認める団体

(貸出対象事業)

第3条 着ぐるみの貸出しの対象となる事業は、団体等が南魚沼市の観光誘客促進又は文化活性化のために行うイベント等とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する事業は、貸出しの対象外とする。

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 宗教活動又は政治活動を目的とする事業
- (3) その他、公益を害するおそれがあると認められる事業

(貸出料)

第4条 着ぐるみの貸出し料金は、無料とする。

(貸出しの申請)

第5条 別表に掲げる着ぐるみの貸出しを希望する団体等は、原則として借受日の1か月前から前日までの間に予約を行い、指定された日時までに、南魚沼市公式観光PRキャラクター「こめつぐ君」着ぐるみ貸出申請書(様式第1号)に、必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

(貸出しの許可等)

第6条 市長は、前条に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、着ぐるみの貸出しを許可し、南魚沼市公式観光PRキャラクター「こめつぐ君」着ぐるみ貸出許可書(様式第2号)を当該団体等に交付するものとする。

2 市長は、前項の規定により許可書を交付された団体等（以下「借受者」という。）に着ぐるみの貸出しに際し、必要な条件を付することができる。

（遵守事項）

第7条 借受者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 着ぐるみの引渡し及び返却は、担当課の指示によること。
- (2) 着ぐるみの貸出しを受ける際には、必ず担当課からその使用についての講習を受けること。
- (3) 着ぐるみの貸出しの許可に係る使用目的以外に使用しないこと。
- (4) 着ぐるみの使用に当たっては、細心の注意を払い、適切な維持管理に努めること。
- (5) 着ぐるみを譲渡、交換及び転貸しないこと。
- (6) 着ぐるみを貸出期間中に汚損、破損等した場合は、直ちに市長に届け出ること。
- (7) その他、市長が特に付した条件に従い使用すること。

（貸出承認の取消）

第8条 市長は、借受者が前条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその内容が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すとともに、以後の使用は許可しない。この場合において、借受者に損害が生じても、市長はその責めを負わない。

- (1) 南魚沼市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (2) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれがあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (4) その他、市長が着ぐるみの貸出しについて不適當であると認めるとき。

（原状回復）

第9条 借受者は、着ぐるみを汚損又は破損した場合は、借受者の責任と負担により、修補又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

2 市長は、返却後に着ぐるみの汚損又は破損が判明した場合は、借受者に着ぐるみの修補又はクリーニングを求めることができる。

（市長の責任）

第10条 市長は、着ぐるみの貸出しにより、借受者が被った被害又は借受者が第三者に与えた損害に対し、一切その責めを負わない。

（その他）

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年2月5日から施行する。

別表（第5条関係）

着ぐるみ 管理者	管理する 着ぐるみ (管理番号)	製作年	備考
市長	2号	平成23年 (フェルト製)	屋内または晴天時に使用
	3号	平成26年 (フェルト製)	屋内または晴天時に使用